

日本における予備部品及び／ 又は敷地サービスの標準条件

2017年12月発行

定義等

用語	意味
供給契約	買主及びサプライヤ間で成立したサプライヤによる供給範囲の供給についての契約。
サプライヤ	買主に供給される予定の供給範囲に係るサプライヤ申込書を発行している、又は買主と供給契約を締結している各会社又は日本に登録上の事業所を有する恒久的施設。
サプライヤ申込書	供給範囲に係るサプライヤの見積り又は申込み。
契約価格	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に定める契約価格。
費用等	間接費、保険料、資金調達費用及び類似の料金並びに合理的な利益を含む、サプライヤが負担する又は負担する予定の全ての費用及び経費。費用等を計算するとき、サプライヤの人件費は、サプライヤ申込書に規定するサプライヤの期間対応の料率に基づくものとし、又はサプライヤ申込書に記載されていない場合、当該作業が実施されるときに現行のサプライヤの料率に従うものとする。
日	暦日。
本件瑕疵	サプライヤの装置の出来ばえもしくは材料における、不作為を含む納入時の瑕疵、又は商業上合理的な技能及び注意に従って文書を作成しないこともしくは敷地サービスを提供しないこと。
輸出管理事由	輸出管理規制が、輸出ライセンスを要求することができる、又は追加費用もしくは遅延を生じさせ、サプライヤの履行を禁止し、かつ／又は供給契約を履行するのに合理的でないものに行うことができる場合の状況。
輸出管理規制	供給範囲の取引を禁止又は制限することのできる、全ての適用される国内の及び国際的な法律、規制、命令、通商禁止令、行政上の慣行もしくは決議。
輸出ライセンス	サプライヤが輸出管理規制に基づき取得することを義務付けられる、供給契約に基づく供給範囲の供給に係るライセンス又はそれに相当する所轄官庁による正式な承認。
不可抗力	戦争もしくはテロ行為、暴動、市民騒擾、禁輸、輸出／輸入許可の遅延もしくは拒否、伝染病、ストライキ、火災、交通機関もしくは通関手続の遅延、サプライヤもしくはその下請業者による、自己の責によらない、何らかの就労許可もしくはビザの不取得、地震、洪水、ハリケーン、台風、嵐、その他の天変地異もしくは政府の行為又は当事者の制御を超えたその他の事情。
～を含む	～を含むが、これに限らない。
インコタームズ	インコタームズという名で国際商業会議所（パリ）によって発表され、サプライヤ申込書の日付において実施される、あらかじめ定義された一連の通商条件。適用されるインコタームズの規定によって定義される又は特定の意味を与えられるいずれかの用語又は表現は、本標準条件において同一の意味を有するものとし、インコタームズと本標準条件の規定の間で抵触が生じる場合、本標準条件が優先するものとする。
買主	供給契約に関連するサプライヤの顧客。
買主範囲	サプライヤの供給範囲には明示的に含まれていない、供給範囲に関連する全ての作業（土木作業、装置、文書化及びサービスを含む。）で、本標準条件又はサプライヤ見積りにおいて買主（買主が責任を負っている第三者を含む。）の責任として明記されるあらゆる作業を含むもの。
本件スケジュール	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に定める供給範囲の日程で、本標準条件の第5.5条に従って修正されることがあるもの。
供給範囲	サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約にサプライヤの責任として明示的に記載する装置、文書化及びサービス（もしあれば、敷地サービスを含む。）。
本件敷地	供給範囲が設置される予定の場所。
敷地サービス	サプライヤによって本件敷地において提供されるサービス（もしあれば）（供給範囲の該当する設置、組立て、試運転及び検収試験又はそれらの監督の範囲を含む。）で、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約にサプライヤの責任として明示的に記載するもの。
本標準条件	本予備部品供給及び敷地サービス条件。
保証条件	第7.1.4条に定める意味を有する。
保証期間	サプライヤ申込書に、又は（場合に応じて）供給契約に別途記載する場合を除き、関連する装置の納入後又は関連するサービスの履行後から一定かつ延長不可の6か月間。

一般条項

本標準条件は、サプライヤ申込書及び供給契約の不可欠な部分に該当し、かつ、それらを構成するものとする。

供給契約の一部を構成し、かつ、本標準条件に抵触するもしくは矛盾する、又は本標準条件に規定する責任を追加して、もしくは当該責任とは異なる責任をサプライヤに課す、買主の購入注文、申込み、検収その他の買主の文書又は要件に関する規定は、供給契約には適用されないものとし、かつ、いかなる効力又は効果も有しない。買主の購入及び／又はサービスの条件は、もしあれば、供給契約には適用されず、またいかなる効力又は効果も有しないものとする。

本標準条件は、供給契約（サプライヤ申込書を含む。）に抵触している又は矛盾しているどの規定にも優先するものとする。但し、(i) サプライヤが自己のサプライヤ申込書もしくは適式に署名された文書によって本標準条件の規定を明示的に修正し、かつ、修正されている本標準条件の特定の規定を参照した場合、又は(ii) 本標準条件が、サプライヤ申込書もしくは（場合に応じて）供給契約の各規定から逸脱する選択肢を明示的に規定する場合のみを除く。

1. 供給範囲：

1.1 サプライヤの作業は、供給範囲に限られるものとする。買主は、買主範囲について責任を負うものとする。

2. 敷地サービス：

2.1 敷地サービスが供給範囲に含まれる場合、買主は、サプライヤが要求する場合はいつでも、サプライヤが本件敷地への安全かつ適切にアクセスできるようにするものとする。買主の本義務の不履行、及び本件敷地における供給範囲外の土木作業又は装置に関する不用意により、サプライヤは、どの土木その他の作業が買主の作業を遅らせ、中断させ、妨げ、又は妨害しているかを記載した、自己の敷地サービスを停止する旨の通知書をもって、当該サービスを停止する権利を付与される。

2.2 いかなる事情があっても、サプライヤは、買主によって提供されるもしくは利用可能とされるその他の請負人もしくは者の作為及び／又は不作為について、みなし雇用主その他のいずれかを通して、請負人等によって供給される何らかの作業もしくは装置について、請負人等の支払、福祉、作業の安全装置もしくは安全手段の提供について、又は請負人等の作業、生産性もしくは出来ばえについて、一切責任を負わない。買主は、かかる者又は請負人が、サプライヤの指示及び要件を厳格に遵守しないことについて、単独で責任を負うものとする。買主は、かかる者及び請負人の作為又は不作為から生じる（その方法を問わない。）、財産の損失もしくは損害又は人身傷害もしくは死亡に関する、結果として生じる一切の請求及び債務について、サプライヤを補償し、防御し、かつ、サプライヤに損害を与えないものとする。但し、サプライヤの過失によって直接引き起こされる範囲を除く。

3. 支払：

3.1 サプライヤ申込書又は供給契約に明示的に別途記載する場合を除き、買主による契約価格の支払は、以下のとおりとする：

契約価格が9,000,000円（日本円）を下回る場合：契約価格の100%を供給範囲の納入後に支払う。

契約価格が9,000,000円（日本円）に等しい、又は当該金額を超える場合：そのうちの50%を供給契約の効力発生後に前払い金として、また残りの50%を供給範囲の納入後に支払う。

支払は全て、サプライヤの該当する請求書の受領日の翌月の20日に、サプライヤ申込書に異なる通貨が記載される場合を除いて日本円で、電信振込によって何らの控除なしに現金払いで行われる。

3.2 買主は、契約価格の支払について、相殺する権利又は差し控えるもしくは保留する（その形式を問わない。）権利を有しないものとする。サプライヤは、契約価格の第1回分の支払がサプライヤによって受領されるまで、供給範囲を開始する義務を一切有しないものとする。

3.3 いずれかの支払が、支払の適用日までに受領されない場合、サプライヤは、催告を行うことなく、当該支払の未払部分に対して毎月1%（及び一部の場合の按分）の利息を付ける権利を有するものとする。さらに、その旨の書面通知から7日後、サプライヤは、当該支払及び支払期限の到達した利息が全額受領されるまで、供給契約に基づく自己の履行の全て又は一部を停止することができる。支払の全額が、サプライヤによって、該当する支払期日から21日が経過した後も未だ受領されない場合、サプライヤが供給範囲のいずれか一部を開始したか、及び／又は自己の作業を停止したかどうかにかかわらず、サプライヤは、直ちに効果が生じる書面通知によって、供給契約を解約する権利を有するものとする。

4. 税金等：

4.1 契約価格及びサプライヤに支払われるその他の金額には、全ての関税、税金（付加価値税、販売税、使用税、営業税、物品税もしくは源泉徴収税を含む。）、査定額又は手数料（種類を問わない。）が含まれておらず、かつ、買主はそれらに対して責任を負うものとする。但し、サプライヤの収益に基づき査定される何らかの税金その他手数料又は供給範囲の納入に関連する該当するインコタームズに基づくそれらが、サプライヤによって支払可能である範囲においては、この限りではない。敷地サービス及び／又は供給契約自体に関連して供給範囲が設置される国の当局によって、関税、税金、査定額又は手数料がサプライヤに課される場合、買主は、サプライヤにかかる全ての金額を払い戻すものとする。買主が、適用法によって、かかる関税、税金、査定額又は手数料に関連してサプライヤに対する支払期日が到来した支払から控除を

行う義務を負う場合、買主は、サプライヤによって受領される純支払額にかかる控除が行われないような方法で、なされる支払額を増額させるものとする。

5. **納入／危険負担／遅延：**

- 5.1 サプライヤは、適用されるインコタームズに従い、本件スケジュールに明記する日付までに供給範囲を納入するものとする。インコタームズが何ら規定されない場合、納入は、サプライヤが明記する製造業者プラントでの工場渡しでなされるものとする。製造業者プラントが何ら明記されない場合、納入は、サプライヤの建物での工場渡しでなされるものとする。サプライヤが、規定される各インコタームズによって、納入国への輸入について何らかの輸入手続を行う義務を負う場合、買主は、自己の費用負担で、サプライヤが合理的に要求する何らかの方法でサプライヤを支援する義務を負う。輸入手続の完了における何らかの遅延（サプライヤによる遅延を除く。）は、サプライヤに期間の延長及び費用等の補償を受ける権利を与える事由となるものとする。
- 5.2 危険負担の移転及び供給範囲の損害については、サプライヤ申込書の日付時点で適用される規定されたインコタームズに従うものとする。敷地サービスをサプライヤの供給範囲に含めることによって、かかる危険負担の移転及び損害を改変することのないものとし、またサプライヤが買主範囲及び／又は本件敷地に関する保護、保管及び管理（形式を問わない。）について何ら推測をしないものとする。
- 5.3 梱包、寸法及び総重量に関する記載はおおよその規準であり、サプライヤを拘束するものではない。
- 5.4 供給範囲の納入又は提供時に、買主は、関連する供給範囲を検査し、第7.1.1条に基づき、本件瑕疵についてサプライヤに書面で速やかに（いかなる場合にも7日間以内に）知らせる。サプライヤは、その後直ちに何らかのかかる本件瑕疵を是正する。
- 5.5 (i)何らかの停止、(ii)例外的に悪い気候条件、(iii)不可抗力に全面的もしくは部分的に起因する、人員もしくは製品の可用性の予測不能な不足、(iv)買主（買主が責任を負う第三者を含む。）によって起こる、もしくは買主に全面的もしくは部分的に起因するサプライヤの何らかの遅延、中断、障害もしくは妨害又は契約違反、又は(v)本標準条件もしくは供給契約が、サプライヤに対して本条に基づく受給権を与えることとなるその他の事由もしくは事情がある場合、サプライヤは、買主によるその追加の費用等の支払及び発生した遅延に係る期間の延長を受ける権利を有するものとする。サプライヤは、本条に基づく受給権を与える何らかの事由について、当該事由を認識してから合理的な期間内に、買主に書面通知を行うものとする。
- 5.6 サプライヤが、サプライヤの過失に起因する事由（買主に全面的又は部分的に起因するいかなる事由ではない。）により、2週間を超えて遅れて、適用されるインコタームズに従って供給範囲を納入する場合、買主は、全体の合計最高遅延損害賠償予定額の上限を契約価格の5%とし、丸1週間遅延する毎に、供給範囲の遅延した部分の価値に帰属する契約価格の部分の0.25%に相当する額の損害賠償予定額（違約金ではない。）を受給する権利を有するものとする。但し、買主が、かかる損害賠償予定額を請求する意思に関する、少なくとも1週間前までの事前の書面通知を行っていることを条件とする。かかる損害賠償予定額は、サプライヤが納入しなかった供給範囲がほんの一部である場合、又は買主が結果として生じる損失もしくは損害を何ら被らなかつた場合、支払われるべきものにはならない。損害賠償予定額の支払は、サプライヤの遅延から生じるもしくは当該遅延に関する、サプライヤに対する買主の請求の十分かつ完全な履行及び買主の唯一の排他的な救済を構成するものとする。遅延又は履行遅滞に係るその他の一切の請求（中間もしくはその他の日程又はマイルストーンを達成する際の何らかの遅延を含む。）は、除外されるものとする。
- 5.7 各当事者は、かかる履行が不可抗力によって遅滞される、中断される、妨げられる又は妨害される範囲において、供給契約に基づく自己の義務の履行を免除されるものとする。当事者は、不可抗力の発生を認識してから14日以内に、当該発生についての書面通知を行うものとする。

6. **所有権：**

- 6.1 供給範囲の権原は、サプライヤが契約価格の支払を全額受領したとき、買主に移転する。

7. **保証：**

7.1 **供給範囲に関する保証：**

- 7.1.1 本第7.1条及び第7.2条の規定に従い、サプライヤは、供給範囲に本件瑕疵がないことを保証する。本保証は保証期間の最終日をもって満了する。
- 7.1.2 サプライヤは、第7.1.1条に基づく本件瑕疵を修補する責任を負うものとする。但し、いかなる場合においても保証期間の終了前までに、買主がサプライヤに対し速やかに本件瑕疵の詳細を書面により通知することを条件とする。サプライヤは、保証期間後に何らかの形態の第7.1.1条に基づく本件瑕疵（潜在的その他を問わない。）について通知書を受領した場合、適用法上許容される最大限の範囲まで当該本件瑕疵について責任を負わないものとする。

7.1.3 サプライヤが第7.1.1条に基づく本件瑕疵について責任を負う場合、サプライヤは、(当該本件瑕疵の性質、交換部品のリードタイム等を考慮した上で、)合理的に実務上可能な限り速やかに当該本件瑕疵を調査の上修正するものとする。供給範囲に含まれる装置及び材料に関して存在する第7.1.1条に基づく本件瑕疵の修正は、瑕疵ある装置又は材料の関連部品の修理又は交換のうちサプライヤが選択する方によるものとする。供給範囲の対象に含まれる敷地サービス及び文書化に関して存在する第7.1.1条に基づく本件瑕疵の修正については、サプライヤが瑕疵ある敷地サービス又は文書化の関連部分を再実施するものとする。買主は、都度、本件敷地について必要かつ安全な全てのアクセス権及び占有権をサプライヤに付与するものとする。交換部品の納入は、供給契約に明記されるものと同じ納入(インコタームズ)条件に従ってなされるものとする。買主は、修理又は交換された瑕疵ある部品の分解、撤去、輸送、設置及び試運転の際に用いたか又は負担した全ての労働力、装置及び費用について責任を負うものとする。サプライヤは、上記に従って本件瑕疵を修正した場合には、自身の保証義務に違反したものとみなされないものとする。

7.1.4 第7.1.1条に基づく本件瑕疵に関するサプライヤの責任は、本件瑕疵が次の事項の1つ以上によって生じていないことを条件とする：(a)部品の通常摩耗及び破損、(b)非純正予備部品の使用、(c)供給契約もしくはサプライヤの取扱説明書記載の仕様に厳格に適合しない燃料、消耗品もしくはユーティリティの使用、(d)上流装置及び／もしくは下流装置の故障、(e)サプライヤの明示的な書面による事前同意を得ていない改修、(f)腐食物質もしくは研磨物質の使用、(g)グッド・エンジニアリング・プラクティス、供給契約もしくはサプライヤの書面による要求を厳格に遵守していない、保管及び取扱いもしくはサプライヤの装置並びに／又は買主によって又は買主のために行われた供給範囲の保守もしくは運転(サプライヤの取扱説明書又は使用説明書及び買主自身の品質保証要求事項の不遵守を含む。)、(h)買主によってもしくは買主のために供給された情報、サービス、人員、装置その他部材、(i)サプライヤによる設置監督及び／もしくは設置の不許可、並びに／又は(j)その他サプライヤの責に帰さない状況もしくは事情(以下「保証条件」と総称する。)

7.2 免責及び責任制限：

適用法上許容される最大限の範囲まで、(i)サプライヤは、本書をもって、上記第7.1条に明示的に定められていない又は黙示の、制定法上の、慣習的もしくはその他の全ての条件、保証及び表明(目的適合性又は商品性に関する保証を含む。)であって、本規定の除外及び拒絶がなければ買主の利益となるように存在するよう又は存在する可能性のあるものを除外し、及び拒絶し、(ii)上記第7.1.3条に定める買主の救済は、供給範囲の瑕疵(第7.1条の対象である本件瑕疵を含む。)に関する買主の唯一の排他的な救済であるものとし、(iii)サプライヤは、保証違反もしくは瑕疵(第7.1条の対象である本件瑕疵を含む。)によって生じるかもしくはこれに起因する損失もしくは損害(下記第9.2条記載のものを含む。)について責任を負わないものとする。

8. 秘密保持義務及び知的財産：

8.1 買主は、供給契約に基づいて口頭、電子的手段、書面、(敷地見学、試験もしくは監査等による)視覚的手段又はその他の手段でサプライヤから公開又は提供される全ての情報、図面及びデータ(種類の如何を問わず、「秘密」と表示されているかを問わない。)(以下「秘密情報」という。)を非公開かつ秘密とみなすものとする。買主は、(供給契約の目的において必要な場合(買主並びに買主の関連会社の役員、取締役及び従業員に対する開示を含む。))及び／又は一般に認められた証券取引所もしくは適用法によって求められる場合を除き、)サプライヤの事前の書面同意を得ずに秘密情報又はその詳細を公表せず、又は開示してはならない。本第8条のいかなる規定も、本規定の違反によらず公知となった秘密情報又はその開示及び使用に係る権利とともに買主が既に所有していた秘密情報の公表又は開示を妨げないものとする。

8.2 供給契約に基づいて買主に付与されたか、もしくは(目視検査その他により)買主において利用可能となったか、又は供給範囲及び敷地サービスに適用され、これらに組み込まれた装置、文書又はその他の情報に係る知的財産権は、サプライヤ(又はその下請業者)の排他的財産として存続するものとする。

9. 救済及び責任制限：

9.1 排他的救済：

請求の根拠となる可能性のある事由、事情又は理論(解約、供給契約の違反もしくは法定義務、過失その他の不法行為、厳格責任、補償、合意取消／撤回又はその他を含む。))にかかわらず、適用法上許容される最大限の範囲まで、供給契約に明示的に記載される買主の権利及び救済(損害賠償、費用の支払もしくは払戻し、予定賠償損害、減額、修復もしくは改善、解約又はその他によるかを問わない。))は買主の唯一の排他的な権利及び救済とする。

9.2 一定の損害に対する免責：

反対趣旨の他の規定にかかわらず、

(A) 供給契約に規定される損害賠償予定額の範囲、及び

(B) サプライヤの免責が適用法によって禁止されている範囲(かかる状況では、サプライヤの責任は適用法上許容される範囲までに限定されるものとする。)

までを唯一の例外として、サプライヤは、いかなる場合においても、(i)逸失収益もしくは逸失利益、機会、生産もしくは契約の逸失、使用不能損失、固定費、燃料、原料、ユーティリティもしくは製品に係る損失もしくは損害、工場の非

稼働時間もしくは遅延、営業権の喪失、買主の顧客もしくは第三者から買主に課せられた損害賠償予定額もしくは違約金、第三者に対する買主の契約上の責任、リコール費用、買主が支払うべき損害賠償額、罰金もしくは違約金、(ii)その他金銭的もしくは経済的な損失もしくは損害（直接的、派生的、間接的もしくはその他とみなされるかを問わない。）、又は(iii)その発生方法を問わない派生的、間接的、特別、付随的もしくは懲罰的な損失もしくは損害について責任を負わないものとする。

9.3 責任限度額：

反対趣旨の他の規定にかかわらず、サプライヤの免責が適用法によって禁止されている範囲（かかる状況では、サプライヤの責任は適用法上許容される範囲までに限定されるものとする。）までを唯一の例外として、供給契約に基づく又は供給契約に関連するサプライヤの買主に対する責任限度額は、いかなる場合においても、サプライヤが受領する契約価格の合計100%を超えないものとし、かかる責任が供給契約の違反（解約を含む。）もしくは法定義務、過失その他の不法行為、厳格責任、補償、契約価格の減額もしくは返済、解約、合意取消/撤回、修復もしくは改善又はその他によって生じたかを問わない。

9.4 本第9.4条の但書に定められる場合を除き、適用法上許容される最大限の範囲まで、保証期間の満了は、あらゆる目的において、かつ、当事者間のあらゆる法的手続において、サプライヤが供給契約に基づく又は供給契約から生じた自身の義務を履行し、かつ、供給契約に基づく義務に従って供給範囲を実施し、供給範囲に含まれた本件瑕疵を全て修復したことの確定証拠を構成するものとする。保証期間の満了後において、買主がサプライヤに対し有する可能性のあるあらゆる性質の全ての請求（既知又は未知であるか、供給契約及び供給範囲の使用に基づくか又はそれらから生じたかを問わない。）並びにあらゆる権利、訴訟原因及び/又は救済は除外された又は消滅したとみなされるものとする。但し、詐欺の場合又は保証期間中に法的手続が開始され、サプライヤに書面により送達がなされた場合には、本規定は適用されないものとする。

10. 指令/改正法/許可/安全：

10.1 買主は、(i)本件敷地に係る全ての許認可及び承認、供給範囲の所有、組立て、試験、試運転、運転及び保守並びに関連する装置、工場、施設又はユーティリティに係る全ての許認可及び承認、並びに（該当する場合）敷地サービスの遂行、(ii)いつの時点においても本件敷地における人員全員のため本件敷地を安全な作業状態で安全な作業場として維持すること、いつの時点においても供給範囲への安全なアクセス手段を提供すること、安全な方法で、かつ、適用ある指令、法律、規則、規制、法典及び基準並びにサプライヤから提供される運転保守に関する取扱説明書及び指導書に規定されたとおりに本件敷地における全ての活動を実施すること、(iii)供給範囲の一部として提供された安全装置、危険防止器又は警告信号の撤去又は改造をしないことについて責任を負うものとする。買主は、本条のいずれかの義務を厳格に遵守しなかった場合、サプライヤの過失から直接的に生じた場合を除き、財産に対する損失もしくは損害、人身被害又は死亡の結果として生じた請求及び債務についてサプライヤを補償し、防御し、サプライヤに損害を被らせないものとする。

11. 輸出管理：

11.1 買主は、サプライヤから提供される供給範囲が輸出管理規制の管理対象であり、又は管理対象となる可能性があり、そのことにより、輸出管理事由が生じる可能性があることを確認する。輸出管理事由が生じた場合には、サプライヤは、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に基づく義務を履行するためにサプライヤにおいて必要となる可能性のある追加的な費用及び経費（輸出ライセンスの取得に必要な費用及び経費を含む。）を全額受け取る権利を有するものとする。買主は、輸出ライセンスの取得のために要請される可能性のある全ての必要な情報（最終用途証明書等）を極度な遅れを伴わずにサプライヤに提供することに同意する。サプライヤは、輸出ライセンスの取得に関する重大な遅延、ライセンスの取消し又は極度な遅れを伴った契約締結の禁止について買主に知らせる。

11.2 輸出ライセンスの拒絶もしくは取消しが生じた場合、通商禁止令により契約締結が禁止されている場合、又は他の輸出管理事由により、サプライヤによる1つ以上の契約上の義務の履行が妨げられる場合、サプライヤは、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約に基づく自身の義務の履行を即刻免除されるものとする。本規定は、サプライヤの供給業者又は下請業者による供給範囲の全部又は一部の供給が輸出管理事由によって妨げられていることを理由としてサプライヤによる契約上の義務の履行が妨げられる可能性がある場合にも適用されるが、これに限らない。いかなる場合においても、サプライヤは買主に対し、輸出管理事由に関連する遅延、損失又は損害に関する請求について責任を負わず、又は説明責任を負わないものとする。

11.3 第11.2条に従い、サプライヤが買主に対し、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約の履行が輸出管理規制及び/もしくは輸出ライセンス又は通商禁止令によって妨げられる旨を通知した場合、各当事者は、1週間以上前に書面により通知することにより、サプライヤ申込書又は（拘束力を有する契約の場合）供給契約を解約する権利を有するものとする。

11.4 買主は、サプライヤから提供される供給範囲に関する輸出管理規制を遵守するために必要な全ての手順を実施し、及び従うものとし、買主は、民事上、刑事上又は行政上の責任の対象となる可能性がある買主又はサプライヤが合理的に考える活動（適切な承認を得ていない供給範囲の販売、リース、譲渡又はサブライセンスを含むが、これに限らない。）に従事しないことを保証する。買主は、本保証の違反から生じた又は本保証の違反に関する請求、法的手続、訴訟、罰金、費用、損失及び損害についてサプライヤを補償し、サプライヤに損害を被らせないものとする。

12. データ処理：

- 12.1 買主は、サプライヤが、(1)買主と共同で供給契約の管理及び履行（請求書の作成及び処理を含む。）を行うこと、(2)買主に対し追加製品及びサービスの宣伝及び／又は提案を行うこと、並びに／又は(3)顧客関係管理システム等を通じて買主との取引関係を管理することを目的として、サプライヤとの取引関係の過程において買主から開示された個人情報及びその他のデータを収集し、処理し、及び使用することに同意する。かかるデータは、買主に勤めている又は雇用されている者のデータカテゴリ、特に、氏名、役職、会社名、会社における職務内容、仕事上の連絡先の詳細（電話番号及びファックス番号、Eメールアドレス、郵送先住所等）、発注履歴、トラブル履歴（例：保証請求又は紛争）を含む場合がある。前述の目的の範囲内で、サプライヤは、(i)サプライヤ自身で、かつ／又は、関連会社もしくはその他の外部下請業者を利用して、(ii)欧州連合又は欧州経済領域内外の諸国から前述のデータを収集し、処理し、及び使用することができる。買主は、（例えば、必要な場合にはデータ主体の同意宣言又は法律上利用可能なその他の適切な手段により）サプライヤが前述の目的で前述のデータを確実に使用できるようにする。

13. 雑則：

- 13.1 供給契約のいずれかの規定が、無効又は執行不能と判断された場合であっても、残りの規定の有効性又は執行可能性に影響を及ぼすことのないものとし、両当事者は、かかる無効な又は執行不能な規定を、可能な限り密接に同様の経済効果を達成する有効な規定に代える。
- 13.2 本標準条件に記載される条項もしくは段落の見出し又はその他の見出しは、参照の便宜のためのものであり、かかる条項又は段落の解釈に影響を及ぼすことのないものとする。文脈により要請される場合、単数形を意味する用語は複数形も含み、その逆も同様であるものとする。供給契約は、買主又はサプライヤのいずれの不利益に反してもしくは不利益にも解釈又は文言解釈されることのないものとする（供給契約が、買主又はサプライヤの標準のもしくは慣習的取引条件を表明する、並びに／又は供給契約及び／もしくは供給契約の何らかの特定の前文、条、項及び／もしくは別紙もしくは付属書が、買主又はサプライヤに由来した可能性があるという理由又はその他の類似の理由であるかを問わない。）。
- 13.3 供給契約は、供給契約の主題に関するサプライヤと買主との間の完全合意を規定し、両当事者間の何らかの従前の合意又は取決めに取って代わる。供給契約に明示的かつ明確に規定される範囲を除き、あらゆる口頭の表明、保証、約束その他の声明（種類を問わない。）及び供給契約の日付においてもしくは当該日付より前に付与される又は取り交わされるあらゆる書面（サプライヤのパンフレット又は販売資料を含む。）は、サプライヤによって明示的に除外され、かつ、拒絶される。買主は、供給契約を締結する際に、かかる表明、保証、約束、声明もしくは文書に何ら依拠しない、又は現在それらに何ら依拠していないことを確認する。
- 13.4 供給契約は、他方当事者の事前の書面合意なく、いずれの当事者によっても、手段の如何を問わず譲渡されることはできない。但し、これにより、サプライヤが何らかの合意を取得するよう義務付けられる、又はその他供給契約に基づく、自らが適切であると考える自己の義務の1つもしくは複数を再委託する権利を制限されるものではないものとする。

14. 紛争／準拠法：

- 14.1 本供給契約から発生する又は本供給契約に関連する紛争（その存在、有効性もしくは解約についての何らかの疑義を含む。）は、日本の東京の管轄裁判所に専属的に付託され、かつ、当該裁判所により最終的に解決されるものとする。但し、サプライヤが、買主に対してその他の管轄裁判所において手続を開始する権利を有するものとするを条件とする。供給契約の準拠法は、日本の実体法とする。但し、国際物品売買契約に関する国際連合条約は、適用されないものとする。